

表 各国の GPP 制度の比較(まとめ)

| | 日本 | ドイツ | アメリカ | 韓国 | タイ | 台湾 |
|------------------------|--|---|---|---|--|---|
| 開始年 | 2000 年(率先実行計画は 1995 年) | 1987 年 | 1993 年 | 2005 年 | 2005 年 | 1998 年 |
| 所管官庁 | 環境省 | ドイツ連邦経済エネルギー省(BMWi)、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)、ドイツ連邦環境庁(UBA) | 環境保護庁(EPA)、エネルギー省(DOE)、農務省(USDA)、連邦調達庁(GSA) | 環境部(MOE)、韓国調達庁(PPS) | 天然資源・環境省 公害監視局(PCD) | 台湾環境保護署(EPA) |
| GPP の法体系 | <ul style="list-style-type: none"> 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法、平成 12 年法律第 100 号)」 <p>上記に基づき基本方針を作成(閣議決定)</p> <p>(参考)「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法、平成 19 年法律第 56 号)」</p> | <ul style="list-style-type: none"> EU 公共調達指令を反映させた国内法及び規則 行政規則に係る品目 (ICT 機器、木材・木製品)の調達は義務、ガイドラインの順守は推奨 仕様を満たす証拠としてラベルの要求が可能に | <ul style="list-style-type: none"> 「大統領令 13693 号」及び関連連邦法 連邦調達規則(FAR) <p>...95%以上の調達契約は持続可能な要件を満たした製品・サービスを含む契約であることが要求されている</p> <p>...EPEAT 対象製品の調達は、95%以上 EPEAT 登録製品の調達が要求されている</p> <p>注)GPP に特化した法律はない。連邦法、大統領令により包括的に GPP が実施されている</p> | <p>「緑色製品購入促進に関する法律」</p> <p>購入方針策定、実績報告が義務付けられている。</p> | <p>GPP 計画(閣議決定)にもとづき実施されている(法律ではない)</p> <p>ただし、「電子市場・電子取引に関する調達ガイドラインの首相府通知」で、タイ・グリーンラベルもしくはグリーンカート製品を調達するよう明記されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「政府調達法」...グリーンマーク認定品の優先調達、10%の価格優遇を規定 「政府機関による環境配慮型商品の優先調達における施策」...優先調達する環境商品を規定 「資源リサイクル法」...再生材商品の優先調達を規定 <p>上記により、調達率が規定されている</p> |
| 対象機関 | 国及び国の機関(義務) 地方公共団体・地方独立行政法人は、努力義務 | 政府と州政府それぞれが行政規則・ガイドラインを作成 | 連邦政府機関 (州政府等は推奨レベル) | 中央政府・地方公共団体など 883 機関、及び関連の 3 万 8 千機関 | 中央省庁 170、地方自治体や大学など約 2,000 機関(今後、民間部門にも拡大予定) | 中央省庁、地方公共団体、公立学校など約 40,000 機関 |
| 環境ラベルの参照 *タイプ I ラベル | エコマーク* 基本方針では、エコマークなどの第三者認証の活用が推奨されている。(エコマークはグリーン購入法の基準よりも同等以上の基準レベル) | ブルーエンジェル* EU エコラベル* EU エネルギーラベル エネルギースタープログラム | ENERGY STAR BioPreferred EPEAT Green Seal* など | 韓国・環境ラベル* グッドリサイクルラベル | グリーンラベル* グリーンカートラベル (GPP 基準適合を示す登録ラベルで、グリーンラベル基準より 10%程度緩い GPP 基準を設定) | グリーンマーク* グリーンマークと相互認証を締結した海外ラベル* 省エネラベル 節水ラベル グリーン建材ラベル |
| 環境ラベルの指定 | 推奨 | 推奨 | 実質的に指定 | 実質的に指定 | 上記のどちらかを指定 | 指定 |

| | 日本 | ドイツ | アメリカ | 韓国 | タイ | 台湾 |
|------------------|--|---|--|--|---|--|
| GPP 対象品目 | ・グリーン購入法:21 分野 (274 品目) 2017 年 2 月 (環境配慮契約法:6 つの契約類型) | ・約 30 製品グループ (ブルーエンジェルをベースとした GPP ガイドラインを策定) ・その他の製品グループについては、環境ラベルを参考にした調達を推奨 | ・実質、大統領令 13693 号・FAR に記載されたラベル製品の調達を義務化 ・GPA 掲載データ:製品 25 分野 365 品目、サービス 9 分野 | 395 品目 (独自の GPP 基準は設定していない) | 19 商品・6 サービス | 168 品目(うち 46 品目はグリーンマーク認定製品の優先購入と 90%以上の調達率が義務化) |
| 調達ツール (電子調達) | 電子入札システム(総務省、応札者が電子的に入札を実施するためのシステム)はあるが、各国で実施されている調達担当者が製品・サービスをリストから選択できるような、全省庁横断的なシステムはない。 | 実施していない (EU 改正公共調達指令により、2018 年 9 月までに調達の電子化を義務付けている) | 一括調達システム「Acquisition Gateway」 | ・韓国電子調達サービス (一連の入札手続きがワンストップで完結) ・オンラインデータベース「グリーンマーケット」 | ウェブサイト「グリーンプロダクト&サービスデータベース」(電子調達は試行) | ・台湾銀行の専用ウェブサイト(一括交渉・契約方式) ・政府の電子調達ページ ・オンライン調達ネットワーク(EPA 監修) |
| GPP 教育、プロモーション | ・グリーン購入法説明会 ・グリーン購入の調達者の手引き、特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン、環境表示ガイドライン、プレミアム基準策定ガイドラインなど | ・専用ウェブサイトの設置 ・UBA による調達担当者向けトレーニング・ワークショップの開催 | ・調達サポートツール「SFTool (Sustainable Facilities Tool)」 | ・GPP の情報プラットフォーム「グリーン情報製品システム」 ・公共調達の手引書「グリーン購入ガイドライン」 | ・ウェブサイト「グリーンプロダクト&サービスデータベース」 ・「グリーンバイヤー賞」(行政機関が対象、初年度は首相が授与) | ・専用ウェブサイト「緑色生活」 ・グリーン調達率による対象機関の評価(賞罰あり) |
| GPP モニタリング(実績把握) | ・国等の機関は、毎年度「調達方針」を作成・公表する。年度終了後に調達実績を取りまとめ・公表するとともに、環境大臣に通知する ・国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等の公表(環境省) | 実施していない | Acquisition Gateway に発注した時点でオンラインデータベース「Federal Procurement Data System」に調達情報が記録される 注)ただし、日本のように調達量や調達率等のデータは非公開 | ・毎年 2 月末までにグリーン調達実績を環境部と韓国環境産業技術院(KEITI)に報告 ・電子モニタリングシステム「グリーンデスク」(韓国電子調達サービスの調達データと連動) | オンライン監視/評価システム「GPP ウェブサイト」(GPP 調達量を任意に報告。データを温室効果ガス削減量の推計や行政機関の表彰に活用) | 「緑色生活」上に調達率の自動計算システムがある。台湾銀行の調達システムと統合されており、各省庁の GPP 調達実績が確認できる。オンラインで全官公庁が利用可 |